

広報嘉麻

令和7年
6月号
231号

嘉麻市の魅力を発信！ジモトがもっと好きになる！

ロボ出動準備!



嘉麻市防災キャラクター
かまぼうロボ

災害が起きる前に準備し
もしもに備える

広報嘉麻

〈発行〉嘉麻市役所 人事秘書課
編集・制作 株式会社NOTE

〒820-0292 嘉麻市岩崎1180番地1
☎0948-42-7411 FAX 0948-42-7097

ホームページ
<https://www.city.kama.lg.jp>



LINE

嘉麻市の最新情報をテレビでチェック！ 嘉麻市が発信する災害情報や防災行政無線の放送内容のほか嘉麻市の最新情報をテレビKBC(1チャンネル)で確認できます！ぜひ日頃からご利用ください！

KBC 1ch+dボタン

こんな情報を発信！

- ◆避難所の開設や避難に関する情報
- ◆市バスの運休情報
- ◆イベントの開催・中止
- ◆各種お知らせ

使い方はこちら

- 1 テレビのチャンネルをKBC(1チャンネル)に合わせる。
- 2 お手持ちのリモコンの「dボタン」を押す。
- 3 「dボタン広報誌」を選び、「決定ボタン」を押す。

簡単 3ステップ!

※お使いのリモコンによりボタンの位置は異なります。

シロアリの活動が盛んな季節
羽アリを見たら
お電話ください!

羽アリに被害を及ぼします

(公)日本しろアリ対策協会正会員
アントス株式会社
飯塚市上三越172-1
MAIL support@antoss.jp
0120-888-498
メールでのお問い合わせも受付中!
<https://antoss.jp> (アントス シロアリ)

飯塚東耳鼻 いんこう科

飯塚東耳鼻いんこう科
☎0948-43-8191

福岡県飯塚市船の森1-46
駐輪場・駐車場あり(26台)

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
9時～12時半	●	●	●	●	●	★	／
14時～18時	●	●	●	●	●	／	／

★…9時～13時 休診日:水午後・土午後、日祝

HPはコチラ

回転寿司 一太郎
ICHITAROU

☎0948-21-0148 飯塚市鯉田1526-179
営業時間【昼】11:00～15:00 【夜】17:00～21:30

<http://itaro.jp> 検索

はとめき市場 一太郎
ICHITAROU

☎0948-22-6611
飯塚市鯉田1646-43 営業時間/10:00～18:30

遠方で車がない... 重くて持てない...

そんな **ご高齢者のための**
お布団・毛布のクリーニング

お布団の中のダニやカビは、臭い・咳・アレルギーなどの原因に...
ご高齢の方が使用するお布団は特に注意が必要です。

お電話1本で無料集配!
※総額1,500円以上で集配します!

株式会社 東洋ドライ
TOYO DRY ☎52-0451

嘉麻市上山田1143-1
9:00～17:00
(休日/水・日曜日)

これからの人生を楽しむ家づくり。

リフォーム・リノベーション

1982年創業の経験と実績

株式会社 筑豊住建

飯塚市片島2-5-10 ☎0120-28-3323

筑豊地区12年連続リフォーム売上No.1
(リフォーム産業新聞社2024年9月発表)

なによりも、お客様とご家族のために。

こころの森
デイサービス

デイサービス **こころの森**
Tel.0948-42-6644

嘉麻市 養生94-28



Step.2 災害時に必要な物を備えよう

大地震などの大規模災害が発生すると、水道や電気などのライフラインや流通機能がマヒすることで避難所生活を余儀なくされたり、長期間の物不足が続いたりするおそれがあります。

非常食や飲料水などの災害時に必要な物を日頃から備えておくことは防災・減災対策の基本です。

備蓄品は3日分以上の食料と水を備えよう

災害発生後72時間は救助・救援活動が優先され、大規模災害発生時には支援が遅れるおそれがあります。発災直後は物資の支援が届きにくいことを理解し、**食料と飲料水は最低3日分、できれば1週間分を備蓄**しましょう。



食料

お米やアルファ米、レトルト食品や缶詰、カップ麺などを最低3日分、できれば1週間分を準備しましょう。

飲料水

水(飲料と炊炊き分)は大人1人1日あたり3リットルが目安。水の配給を受けるためのポリ容器、給水袋も必要になります。

燃料

卓上タイプのカセットコンロや固形燃料を用意。予備のカセットガスなどは多めに保管しましょう。

衣類

下着や上着、毛布などを準備しましょう。季節や地域状況によって必要な物、数量を決めると良いでしょう。

工具類

救助活動の際などに使用するスコップやバール、ジャッキ、ノコギリ、ペンチ、ロープ、ハンマー、カッターなども用意しましょう。

その他

皿・コップなどの食器類、ラップ、歯磨きセットやせっけん・ドライシャンプー 衛生用品、ランタン・ろうそくなどの灯り、新聞紙・段ボール・布製ガムテープ、ほうきとちりとり など

避難する時の持ち物

いざという時に備えてリュックサックなどに入れて保管しましょう。

非常食

- ☒ 非常食(乾パン・缶詰など 火を通さなくてよいもの)
- ☒ 飲料水



衣類

- ☒ ヘルメットなど
- ☒ 手袋・軍手
- ☒ 雨具 ☒ 下着・靴下
- ☒ タオル



防災用品

- ☒ 携帯電話の充電器・バッテリー
- ☒ 懐中電灯(できれば1人1つ)
- ☒ 予備の乾電池 ☒ 携帯ラジオ
- ☒ ビニール袋 ☒ ホイッスル



救急医薬品

- ☒ 常備薬(持病をお持ちの方は病院から処方された薬)
- ☒ 簡単な救急セット(包帯、ばんそうこう、消毒液など)
- ☒ 簡易トイレ ☒ ティッシュ
- ☒ ウェットティッシュ(除菌用)

貴重品

- ☒ 現金(小銭を含む)
- ☒ 健康保険証・免許証(コピー可)
- ☒ 通帳・印鑑・マイナンバーカード など
- ☒ ハザードマップ
- ☒ 筆記用具



家族構成に合わせた準備を

乳幼児のいる家庭は粉ミルクやおむつ、要介護者のいる家庭は補助具の予備や障害者手帳など、家族構成に合わせた準備をしておきましょう。



ローリングストックをおすすめします

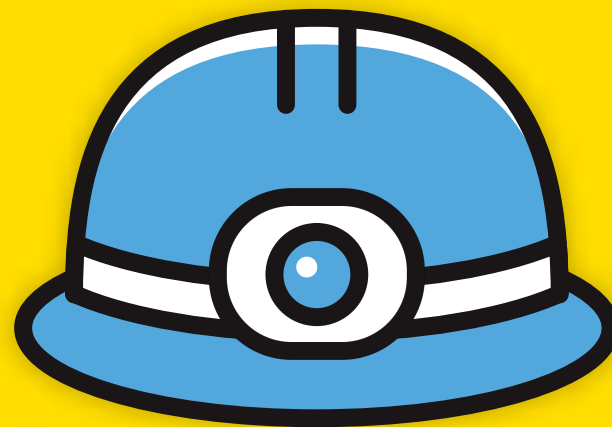
「ローリングストック」とは、普段から少し多めに食材、加工品を買っておき、消費期限が近づくなどで使ったら、使った分だけ新しく買い足していくことで常に一定量の食料を家に備蓄しておくことです。

備蓄品の鮮度を保ち、いざというときにも日常生活に近い食生活を送ることができます。



災害が起きる前に準備し

もしもに備える



今年も大雨や台風などが発生しやすい季節になりました。災害が起こり、危なくなってから後悔しないために日頃から防災の準備をし、知識を身につけることが大切です。



Step.1 日頃からしておくこと

ハザードMAPで危険な場所を知ろう

さまざまな自然災害の情報(洪水・土砂災害・地震)や指定避難所等の位置、防災関連施設などを記載しています。洪水・土砂災害や地震に備え、災害のおそれがある場所や状況を確認しましょう。なお、地図で示している危険な場所以外でも、災害が起こる可能性があります。日ごろから地域の危険な場所を把握し、いざというときには正確な情報を入手して早めの避難を心がけてください。



避難する際の携行品を確認する

災害の際にあわてずに避難できるよう、携行品を確認しておきましょう。ご自身の1日の生活に必要なものは必ず携行しましょう(特に薬など)。ご自宅で避難(在宅避難)することも想定し、備蓄品のローリングストックも心がけましょう。

避難する場所・方法を確認する

避難の場所や方法を事前に確認しておきましょう。市の避難所だけでなく、在宅避難(自宅で避難)、縁故避難(知人や親せき宅へ避難)、車中避難(やむを得ず車に避難)、ホテルや施設に避難など、さまざまな選択肢の中から考えておきましょう。特に高齢者や配慮が必要な方については、事前に避難先を考えておくこと、また避難先を身の回りの方に伝えておくことが重要です。

緊急時の連絡先を決めておく

緊急な時に連絡する人をリストアップしておきましょう。



Step.5 避難について

避難情報(警戒レベル)

大雨や台風などにより災害が発生する恐れがある際に、市が避難情報を発令します。災害時は、市が発令する避難情報等の入手・把握に努めることが重要です。危険な場所にいる方は避難情報等をもとに避難を行ってください。また、市が避難情報を発令する前でも、危険を感じたら自ら判断して避難してください。



嘉麻市防災
キャラクター
かまぼうロボ

警戒レベル	新たな避難情報等	市民がとるべき行動
嘉麻市が発令する避難情報	5 緊急安全確保 ※ 災害発生または切迫	すでに災害が発生している状況。命を守る最善の行動をとる!
	警戒レベル4までに必ず避難!	
	4 避難指示 災害のおそれ高い	危険な場所にいる人は全員速やかに避難先へ避難する。公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内の、より安全な場所に避難する。
	3 高齢者等避難 災害のおそれあり	危険な場所にいる人で避難に時間を要する人(高齢の方、障がいのある方、乳幼児)とその支援者は避難する。その他の人は避難準備をし、自発的に避難する。

気象情報	気象庁が発令する	2 大雨・洪水・高潮注意報	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認する。
		1 早期注意情報	災害への心構えを高める。

※市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

気象状況により発令する情報が、3→4→5の順に発令されるとは限らないので注意しましょう。

市は、さまざまな情報をもとに避難情報を発令する判断を行うことから、必ずしも防災気象情報と同じレベルの避難情報が同時に発令されるわけではありません。自らの命は自ら守る意識を持って、防災気象情報も参考にしながら、早目の避難行動をとってください。



Step.3 避難の際に確認すること

ご自宅の周辺状況を確認する

避難をする際は、ご自宅の周辺や避難する場所までの状況をできる限り把握しておきましょう。また、避難する経路は可能な限り危険のない道を選ぶよう心がけておきましょう。

避難先を確認する

ご自宅で避難が難しい場合には、あらかじめ確認しておいた避難先に避難しましょう。その際は、避難先に避難できるか確認しましょう。また、市の指定避難所に避難をする際は、開設されているか確認しましょう。災害の規模等に応じて開設する避難所は変わりますのでご注意ください。

避難したこと(すること)を連絡する

避難をする際は、親せきや知人に連絡しましょう。また、避難所まで避難が完了した際も、連絡することでお互いの安否を確認することができます。



Step.4 防災情報の確認

① 防災行政無線

防災行政無線が聞こえなかった時は、

通話料 無料 **0800-200-5690**

にお電話してください。防災無線放送でよく聞こえなかったり、内容をもう一度確認したい時にご利用ください。災害時だけでなく、日頃から利用できます。

③ テレビ(KBCテレビ+dボタン)、ラジオ

災害情報、避難情報はテレビやラジオでも確認できます。嘉麻市が発信する避難情報はKBCのdボタンでも発信しています。普段から利用できます。

⑤ 嘉麻市 LINE公式アカウント

防災情報やハザードマップなど、さまざまな情報を配信しています。

ID:@kamacity



⑥ ふくおか防災ナビ まもるくん

福岡県公式の防災アプリです。いざという時のためにインストールしましょう!



こちらからアプリをダウンロード!



App Store



Google Play



災害が切迫し危険が多い中、避難することがかえってリスクとなる場合があります。避難できない状況になる前に、早めの命を守る行動をとるよう心がけましょう。

② 避難情報登録電話

災害時に避難情報等を電話音声で知ることができるサービスです。防災無線が聞こえにくい方や情報が取りにくい方は積極的にご利用ください。

登録方法

申請用紙に必要事項を記入し、防災対策課に提出またはお電話ください。申請用紙はホームページ・防災対策課・各総合支所窓口にご覧いただけます。

④ 嘉麻市防災情報特設ページ

避難所一覧、防災情報、ハザードマップなど防災関係の情報が確認できます。



「まもるくん」でこんなことができます!

- 1 現在地や登録した市町村の気象警報、避難情報をわかりやすくお知らせ!
- 2 選択した災害情報をプッシュ通知で受け取れる!
- 3 最寄りの避難所の開設状況、混雑状況を地図でわかりやすく表示!
- 4 非常時、災害のレベルに応じた行動示唆をイラストでわかりやすく表示、避難行動の参考に!
- 5 登録した家族などの安否確認機能を搭載!
- 6 防災に関するさまざまな情報に簡単にアクセス可能!

防災対策課からのお知らせ

福岡県 防災士養成研修・試験 受講者募集

自主防災組織の活動に参加するリーダーを防災士として養成するため、
「福岡県防災士養成研修・試験」を開催します。

防災士に
なつて地域に貢献
しませんか？

福岡ブロック①

定員

200名

開講

10月25日(土)・26日(日)

場所

福岡県吉塚合同庁舎
8階 803号
(福岡市博多区
吉塚本町13-50)

福岡ブロック②

定員

200名

開講

11月5日(水)・6日(木)

場所

福岡県吉塚合同庁舎
8階 803号
(福岡市博多区
吉塚本町13-50)

北九州ブロック

定員

100名

開講

11月29日(土)・30日(日)

場所

毎日西部会館
9階 ホール
(北九州市小倉北区
紺屋町13-1)

筑後ブロック

定員

200名

開講

11月15日(土)・16日(日)

場所

久留米ビジネスプラザ
大ホール
(久留米市宮の陣
4丁目29-11)

筑豊ブロックでは研修を開催しないため、研修の受講を希望する方は、
希望するブロックで研修を受講することができます。

申込期限 **7月18日(金)必着**

※定員がございますので、応募多数の場合は受講できない場合があります。

詳しくは以下の問い合わせ先までご連絡ください。

●申込・問／防災対策課 防災係 ☎42-7417(担当:太田・打田)

研修・試験の
詳細はこちら



緊急地震速報の訓練放送について

訓練放送日時 **6月18日(水) 10:00頃**

全国一斉に緊急地震速報の訓練放送が実施されます。

緊急地震速報の報知音を市民のみなさまに聞いていただき、あわ
てず身を守る行動を考えていただくことを目的としています。



※抜けたり折れたりした歯は適切な処置で再生する可能性があります。



Step.6 指定避難所一覧

水害時開設しない避難所

稲築武道館、旧碓井中学校、嘉穂福祉センター、
夢サイトかほ、嘉穂小学校、泉河内体育館、千手体育館

地震時開設しない避難所

熊ヶ畑小学校、嘉穂地区公民館千手分館、
嘉穂地区公民館足白分館

地区	施設名称	開設のタイミング			
		自主	拡大自主	高齢者等	避難指示
稲築	稲築保健センター(兼福祉避難所※)	○	○	○	○
山田	山田市民センター(兼福祉避難所※)	○	○	○	○
碓井	碓井住民センター(兼福祉避難所※)	○	○	○	○
嘉穂	嘉穂総合体育館(兼福祉避難所※)	○	○	○	○
稲築	稲築東義務教育学校		○	○	○
山田	下山田小学校白馬ホール		○	○	○
嘉穂	嘉穂地区公民館宮野分館		○	○	○
稲築	稲築西義務教育学校			○	○
山田	山田地区公民館熊ヶ畑分館			○	○
山田	山田生涯学習館			○	○
碓井	うすい人権啓発センターあかつき			○	○
嘉穂	下牛隈公民館			○	○
嘉穂	嘉穂隣保館			○	○
嘉穂	嘉穂地区公民館足白分館			○	○
嘉穂	嘉穂地区公民館千手分館			○	○
稲築	なつき文化ホール				○
山田	山田中学校体育館				○
碓井	碓井義務教育学校				○
嘉穂	牛隈小学校体育館				○
嘉穂	はせ一里館				○
避難者 超過時 等	稲築地区公民館、旧稲築東小学校、稲築文化ふれあい伝承館、鴨生保育所、稲築志耕館高校体育館、稲築武道館、なつきの湯、嘉穂特別支援学校体育館、山田活性化センター、熊ヶ畑小学校、上山田小学校、上山田住民ホール、山田武道館、サルビアパーク、碓井地区公民館、旧碓井中学校、嘉穂第二児童館、嘉穂中学校、大隈体育館、夢サイトかほ、嘉穂小学校、宮野体育館、嘉穂福祉センター、千手体育館、泉河内体育館、福岡県消防学校				

※福祉避難所は要配慮者(高齢者や乳幼児など)の方が過剰しやすいように物品等が整備された施設です。

各指定避難所の分類

下記の「開設のタイミング」は目安です。災害の状況に応じて開設する避難所を災害対策
(警戒)本部にて決定します。避難する際は市が発信する情報を確認しましょう。

自主避難時とは

高齢者等避難を発令していない時期において、台風や豪雨
等により、洪水や土砂災害の発生が懸念されるとき、また
は、以後、高齢者等避難を発令することが見込まれるとき。

拡大自主避難時とは

高齢者等避難を発令していない時期において、豪雨、暴風
等の状況により自主避難所4箇所の開設では不足すると
判断されるとき、または、以後、明らかに高齢者等避難を
発令することが見込まれ、早めの避難を促すために必要
であると判断されるとき。

高齢者等避難発令時

高齢者等避難を発令したとき。

避難指示発令時

避難指示を発令したとき。

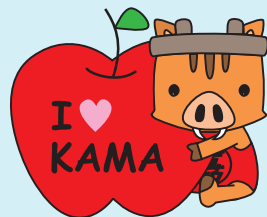
避難者超過時等

開設した避難所が定員を超えて収容できなくなっ
たとき、災害などにより道路が通行できなくなり、
既に開設した避難所に行けないとき など。



令和
7年度

予算の概要



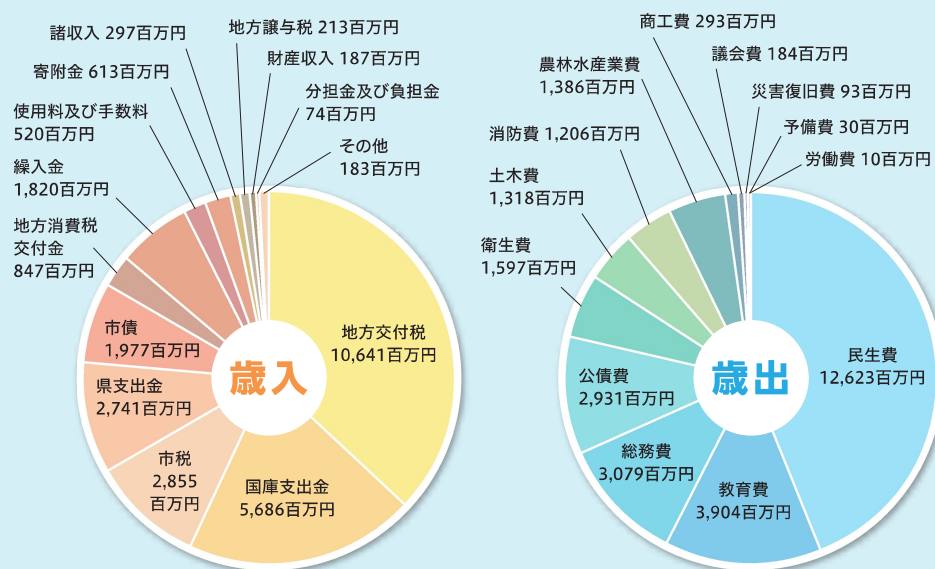
令和7年度の当初予算が、嘉麻市議会3月定例会で可決されました。
令和7年度の一般会計と各特別会計の予算総額は、397億7千287万4千円です。
前年度に比べると6億3千402万8千円の増額となりました。

会計別予算

(単位:百万円)

	令和7年度	令和6年度	増 減	伸び率(%)
一般会計	28,654	28,013	641	2.3
特別会計	11,119	11,124	△5	0.0
国民健康保険事業	4,677	4,645	32	0.7
後期高齢者医療	785	746	39	5.2
住宅新築資金等貸付事業	36	38	△2	△5.3
介護保険事業(保険事業勘定)	5,568	5,623	△55	△1.0
介護保険事業(介護サービス事業勘定)	53	72	△19	△26.4
合 計	39,773	39,137	636	1.6

一般会計 歳入・歳出の内訳



●問／財政課 財政係
☎42-7403

※より詳しい予算概要の説明は、市のホームページと各庁舎の情報コーナーでご覧いただけます。
※四捨五入などにより、他の公表資料と数値が一致しない場合があります。

NEWS
3/28

嘉穂中学校男子バレーボール部
県大会準優勝、九州大会で好成績



嘉麻市立嘉穂中学校バレーボール部(男子)が、第25回福岡県中学校バレーボール選抜優勝大会で準優勝、また、京王観光カップ第42回九州中学校バレーボール選抜優勝大会では3位と好成績を収め、3月28日、嘉麻市長を表敬訪問し報告しました。赤間市長は「周囲への感謝の気持ちを持ち、大会へ挑んでください」と激励の言葉を送り、キャプテンの金光宏太さんは「全国大会出場を目指して一戦一戦を大切に頑張ります」と意気込みを語ってくれました。

NEWS
4/25

山田地区商工業優良従業者
表彰式が開催



4月25日、商工業振興対策の一環として、赤間市長、中村嘉麻商工会議所会頭が山田地区商工業優良従業者19名の表彰を行いました。本表彰は商工会議所会員事業所に長年勤続し社員の模範と認められ、ならびに功績顕著な方が対象とされています。赤間市長は「今後もこれまでの経験を生かして、市の産業振興と企業繁栄のためご尽力くださるよう、お願い申し上げます」と挨拶し、中村会頭は「社会の今日の発展も、みなさまのように真面目に一生懸命働いてこられた方々に支えられており、感謝申し上げます」と述べました。

NEWS
4/24

「第25回日本全国席書大会」にて
吉田彩瀬さんが席書大賞を受賞



1月、札幌・東京・名古屋・神戸・福岡・沖縄の全国6会場で「第25回日本全国席書大会」が開催されました。オンラインで外国の方の参加もあり、合計約2,250名の参加者から、嘉麻市在住の吉田彩瀬さんが大賞となりました。吉田さんは4歳から習字を始め、本大会に数回出場経験があり、今回見事大賞を受賞。赤間市長は「字が与える印象もとても良い。市にとって名誉なことです。おめでとうございます」と激励しました。吉田さんは「今後の目標は席書大会で大賞をとり続けることです」と語ってくれました。

Kama News Topics

かま ニュース トピックス



なぜこのような法律が必要なのでしょう？

民主主義の確立のためには、男女がその違いから生まれる互いの長所をいかし、平等に、かつ補い合いながら機能する、社会の営みにおける男女の真のパートナーシップが前提となります。しかし、日本の現状は、国民が男女半々であるにもかかわらず議会の場に女性が少ない「過少代表」とも言える状況であり、諸外国とは大きな格差があります。議会に女性が参画することで、女性の視点や母親としての声を議事に反映させることができた、また、女性にとっては女性議員に対しての方が話しやすいなどがあり、より暮らしやすい社会のためには、政治活動における男女共同参画の推進が重要となります。

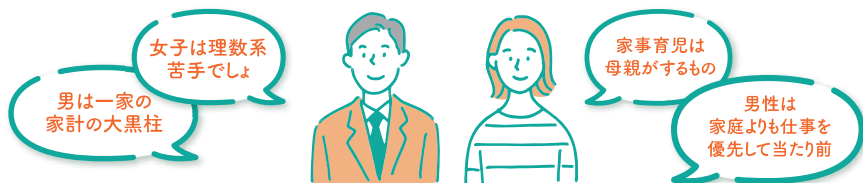


アンコンシャス・バイアスを解消するために

男女共同参画社会の実現には男女における固定的性別役割分担意識を解消することが必要ですが、解消が困難な背景には、人々の無意識レベルでの思い込み、いわゆる「※アンコンシャス・バイアス」があるといわれています。第3次嘉麻市男女共同参画社会基本計画では、このアンコンシャス・バイアスの解消に向けた意識啓発の取組を進めることとしています。

※「アンコンシャス・バイアス」とは、日常的な経験や育った環境、文化やメディアの影響をうけて知らず知らずのうちに身につけている、ある人や集団に対する偏った見方や考え方のことをいいます。自分でも意識せずに持っているため、差別的な発言や行動を制御することが困難となります。(第3次嘉麻市男女共同参画社会基本計画用語解説より)

「男性だから…」 「女性なのに…」 と言ったり、言われたりしていませんか？



このような無意識の思い込みは、日常の中では気づきにくい
「自分の思い込みではないかな？」と考え「無意識を意識」することが大切です。



あなたの経験、知識、やる気を市政に活かしてみませんか。

女性の意見を市政に反映させていきましょう！

嘉麻市女性人材バンク

嘉麻市では、男女共同参画社会の実現に向けて、女性が積極的に政策決定の場に参画できるよう取組をすすめています。その取組の一つとして、「嘉麻市女性人材バンク」を設置し、政策決定に関わる嘉麻市の審議会等への女性登用に向け、さまざまな人材をあらかじめ名簿登録し、各審議会に紹介しています。現在、嘉麻市における審議会等における女性委員登用率は、※39.8% (令和

6年4月1日現在)で、福岡県内の市町村では60団体のうち7位となっています。あなたの経験、知識、やる気を市政に活かしてみませんか。

※内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成または女性に関する施策の推進状況」(内閣府男女共同参画局のホームページで公開されている令和7年3月時点)をもとに福岡県男女共同参画推進課が作成したもの。

登録要件

市内に住所を有す、または市内に勤務している18歳以上の女性で、市政に関心をもち、市が設置する審議会等の委員として活動する意欲のある方。

申込方法

「嘉麻市女性人材バンク登録申込書」に必要な事項を記載のうえ、下記の申込先まで郵送または持参ください。随時受付を行っています。

申込書の配置場所

碓井総合支所内 男女共同参画推進課 および各庁舎の情報コーナーに配置しています。また、嘉麻市ホームページからもダウンロードできます。

●申・問／〒820-0592 嘉麻市上臼井446番地1 碓井総合支所 男女共同参画推進課 ☎62-5714



男女共同参画推進課からのお知らせ

6月23日(月)～6月29日(日)は男女共同参画週間です

令和7年度
キャッチフレーズ

誰でも、どこでも、自分らしく

内閣府の男女共同参画推進本部は、「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成11年6月23日を踏まえ、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」として、さまざまな取組を通じ、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。

嘉麻市では、「男女共同参画社会=ジェンダー平等社会の実現 誰もが尊重し合い、幸せに暮らすまち 嘉麻市」を基本理念として、「誰もが性別によって差別されること

がなくその人権を尊重し、ともに個性と能力を発揮して自立した生涯を送ることができる」男女共同参画のまちづくりを実現するため、嘉麻市男女共同参画社会基本計画を策定し、さまざまな施策に取り組んでいます。

誰もが性別に関わりなく、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現のため、国や市だけでなく、みなさん一人ひとりの取組が必要です。この機会に、私たちのまわりのパートナーシップについて考えてみませんか。



政治分野における男女共同参画の推進について

平成30年5月23日に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」(平成30年法律第28号)が公布・施行されました。この法律は、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数につい

て目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めています。

また、令和3年6月には法改正が行われ、男女を問わず立候補や議員活動等しやすい環境整備等を行うため、政党等の取組の促進や、性的な言動等に起因する問題(セクハラ・マタハラ等)への対応を含む、国・地方公共団体の施策の強化が盛り込まれました。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の概要

目的

政治分野における男女共同参画を効率的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与すること

基本原則

- 衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われること
- 男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できること
- 男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、光線による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となること
- 政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むこと

責務等

- 国・地方公共団体は、基本原則にのっとり、政党等の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、実態の調査及び情報収集等、啓発活動、環境整備、性的な言動等に起因する問題への対応、人材の育成等、必要な施策を策定し、実施する責務を有する
- 政党等は、基本原則にのっとり、男女共同参画の推進に関し、候補者の数に係る目標の設定、候補者の選定方法の改善、候補者となるにふさわしい人材の育成、性的な言動等に起因する問題への対策等、自主的に取り組むよう努める

● 問／男女共同参画推進課 ☎62-5714





動物にごみを荒らされないためには

収集に出したごみが動物によって袋から引き出されて散乱し、周辺の方々のお宅にまで入り込むなどした被害が発生しています。動物にごみを荒らされないために、以下のポイントを参考にしてごみの出し方を工夫しましょう。

ポイント

エサとなる生ごみを減らす

餌となるものを無くすることが一番重要です。買い過ぎ、作り過ぎはできるだけ控え、食品のムダ、食べ残しを少なくしましょう。

生ごみの水を切り包んで出す

生ごみの水分をしっかりと切り、新聞紙などで包み、生ごみが見えないようにごみ袋に入れる事が効果的です。

防護ネットやポリバケツなどで対策する

ごみの出し方に気をつけても被害に遭ってしまう場合は、防護ネットやポリバケツなどでの対策も効果的です。ただし、防護ネットをただかぶせるだけでは、隙間からごみを引き出し、荒らされてしまう場合もあります。ごみ全体を包み込むようにしてかける、ネットの端に重石などを置き、めくられない、隙間をつくらないように使用してください。

※ごみを出す方の一人ひとりのご理解とご協力が何よりも大切です。 ●問／環境課 廃棄物処理係 ☎42-7429

犬を飼っている方へ

狂犬病予防注射を受けましょう!

犬を飼うときは、狂犬病予防法により毎年1回の狂犬病予防注射(原則4月から6月)が義務付けられています。注射を怠った場合には、20万円以下の罰金となる場合があります! お済みでない方はお早めに注射をお願いします。狂犬病予防注射は動物病院で受けることができます。ただし、嘉飯地区以外の動物病院で接種した場合は、注射証明書を病院から受け取り、環境課窓口で注射済票の交付を受ける必要があります。

- 飼主が変更になった場合の手続き
犬の所在地の市町村に届け出が必要です。(犬の所在地も変わる場合は、変更先の市町村に届け出が必要です)
- 引っ越しなどで犬の所在地が変更になった場合
変更になった犬の所在地の市町村に所有者変更の届け出が必要です。(嘉麻市から他市町村への変更の場合は、嘉麻市での手続きは必要ありません。変更先の市町村で手続きをお願いします。)
- 飼い犬が亡くなった際の手続き
飼い犬が亡くなった際は、環境課まで30日以内に届出が必要です。

インターネットでも手続きができるようになりました。

※右の二次元コードより申請できます。
市ホームページにもリンクと二次元コードを掲載しています。そちらからも申請可能です。



●問／環境課 環境衛生係 ☎42-7428

注射済票
交付料

550円

令和7年度 スズメバチ駆除費補助金のお知らせ

市では、スズメバチの巣を業者に依頼し駆除した方に対し、予算の範囲内で補助金を交付しています。

- 申請期間・窓口 令和8年3月31日(土・日・祝日は除く)まで 環境課 環境衛生係(本庁舎2階)および各総合支所
- 申請対象者 市内において、次の活動中の巣を駆除業者に依頼して駆除した個人などとなります。

- (1)建物の軒下等にあるもの
- (2)その他日常的に人が立ち入る所にあるもの

●対象となるハチの種類

スズメバチ亜科のスズメバチ類

(アシナガバチ、ミツバチなどは対象外)

- 補助金額 スズメバチの巣を除去した費用(消費税等を除く)



く)の2分の1の額(100円未満の端数は切り捨てる。)とし、上限は1万円となります。

- その他 補助金の申請をする場合は、添付書類として駆除前後ならびに駆除後の巣のカラー写真、巣の駆除に伴う領収書(スズメバチ駆除の記載が分かるもの)が必要となります。※薬剤散布等で駆除後の巣が確認できないものは対象となりません。

※領収書の記載がハチ駆除のみで、写真でもスズメバチの巣と確認できない場合は対象となりません。申請書等の様式につきましては、市ホームページ、環境課環境衛生係および各総合支所 窓口でも配布しております。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

●問／環境課 環境衛生係 ☎42-7428

環境課からのお知らせ

リサイクルボックスの利用について!

●問／環境課 廃棄物処理係 ☎42-7429

嘉麻市では各庁舎にリサイクルボックスを設置し以下のものを回収していますが、回収できないものも捨てられています。リサイクルボックスはごみ箱ではありません。対象物以外のものや、持ち込みの際の袋・梱包材などは必ず持ち帰りましょう。

●古紙類

ダンボール、新聞・折り込みチラシ、雑誌類、その他の紙類

※古紙として回収できないもの

郵便物等の個人情報記載されている紙、防水加工された紙、インクのたくさんついている紙、粘着物のついた紙、油や臭いの付いた紙、捺染紙、感熱発泡紙、紙バック、紙おむつ。(捺染紙とは昇華性のインクで印刷された転写紙で、靴や靴の型崩れ防止用として入っていることがあります。)

●使用済み食用油(ペットボトル等の透明容器に入れたもの)

●蛍光管(割れたもの、白熱電球、LED、照明器具は除く)

●乾電池、ボタン電池(LR、SR、PRの表記があるもの。必ず絶縁処置を行ってください。)

●水銀の体温計・血圧計

●小型充電式電池(必ずビニールテープなどで端子部分を絶縁処置してください。)

※事業者(事業活動に伴うものも含む)から排出されるものは対象外です。事業者の責任で適正処理をお願いします。

※無料回収対象物以外のものをリサイクルボックスに入れる行為は不法投棄です。このような行為が続くと今後施設を行い、平日の開庁時間のみの利用になる可能性があります。※リサイクルボックスは多くの方が利用します。次の方のために正しい分別と整理整頓にご協力ください。

設置場所

- 本庁舎 敷地内(JA付近)
- 碓井総合支所 正面玄関と文化ホール入口の間
- 山田総合支所 敷地内(生涯学習館の間)
- 嘉穂総合支所 敷地内

リサイクルボックスにこんなものが捨てられていました!!



ルールを守って利用しましょう!

野焼きは法律で禁止されています!



適法な焼却施設以外で廃棄物(ごみ)を燃やすことを「野焼き」といいます。

野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で一部の例外規定を除き禁止されています。

違反すると5年以下の懲役、もしくは、1,000万円以下の罰金または、その両方が科せられます。

なお、法人の場合は3億円以下の罰金が科せられます。

●ごみ焼却禁止の例外規定

- ・国、または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却(河川敷の草焼きなど)
- ・震災・風水害・火災・凍霜害その他の災害の予防、応急対策、または復旧のために必要な廃棄物の焼却(災害等の応急対策など)
- ・風俗習慣上、または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却(正月のしめ縄などを焚く行事等)
- ・農業・林業、または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却(焼き畑など)
- ・たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの(暖をとるためのたき火など)

●野焼きへの苦情が寄せられています

自宅や空き地でごみを焼却しているという連絡が、市役所に頻繁にあります。「煙の臭いが家の中まで入ってくる」「洗濯物が干せない」「煙のどが痛い」などといった内容です。燃やす人は、「面倒くさい」「昔から燃やしてきたから」「自分一人くらいなら影響ないだろう」など、簡単に考えてしまうことが多いようです。

「煙」は人によって感じ方が違います。「ごみ焼却禁止の例外規定」であっても、周囲への配慮(風向き・時間帯・量など)として、最低限マナーが必要です。また、家庭ごみを一緒に燃やす行為は違反行為となります。

なお、例外的に認められる焼却行為であっても、近隣住民から苦情が寄せられるような場合は、指導の対象となります。できるだけ野焼きはせずに「もえるごみ」として出しましょう。

みなさんのご理解とご協力をお願いします。

●問／環境課 環境衛生係 ☎42-7428





高齢者に関するお知らせ



後期高齢者医療制度に加入しているみなさまへ

■令和7年度の保険料額の算出方法 個人ごとの保険料額は、加入者全員が同じ金額を負担する「均等割額」と、個人ごとの所得に応じて負担する「所得割額」との合計になります。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{保険料額} \\ \hline \text{(年額)}^{※1} \\ \hline \text{(10円未満切り捨て)} \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline 60,004円 \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \begin{array}{l} \text{※2} \\ \text{(総所得金額等－基礎控除額)} \\ \text{×11.83\%(所得割率)} \end{array} \end{array}$$

■令和7年度の保険料軽減

【世帯の所得状況に応じて、均等割額を軽減します。】

対象者の所得要件 (同一世帯 ^{※4} 内の被保険者および 世帯主の軽減対象所得金額 ^{※5} の合計額)	軽減割合 (軽減後の 均等割額の年額)
43万円(基礎控除額)+10万円× (給与所得者等の数-1) ^{※6} 以下	7割 (18,001円)
43万円(基礎控除額)+30.5万円× (給与所得者等の数-1) ^{※6} 以下	5割 (30,002円)
43万円(基礎控除額)+56万円× (被保険者数+10万円× (給与所得者等の数-1) ^{※6} 以下	2割 (48,003円)

【後期高齢者医療制度に加入する前日まで、社会保険の被扶養者であった方】所得割額はかかりません。また、制度加入後から2年間に限り、均等割額が5割軽減(5割軽減後の保険料 年間30,002円)されます。なお、均等割額が7割軽減に該当する方は、7割軽減(7割軽減後の保険料 年間18,001円)が優先となります。

6月の嘉麻市温浴施設のイベント

■ふるさと交流館 なつきの湯 (鴨生24番地10)

・季節の湯(あじさいの湯) 6月15日(日)※終日開催
開館時間 10:00～24:00/入浴時間 10:30～23:30

●問/ふるさと交流館 なつきの湯 ☎20-5003

■山田いこいの家「白雲荘」(熊ヶ畑2173番地1)

・季節の湯(あじさいの湯) 6月15日(日)※終日開催
開館時間 10:00～21:00/入浴時間 11:00～21:00

●問/山田いこいの家「白雲荘」 ☎52-1681

※注1 保険料の賦課限度額は80万円です。

※注2 「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除額」、「給与収入－給与所得控除額」、「事業収入－必要経費」などの合計額で、各種所得控除前の金額です。また、給与所得と年金所得の双方を有する場合は、最大で10万円を控除する所得金額調整控除の適用があります。

※注3 「基礎控除額」とは、合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円ですが、2,400万円を超える場合は異なります。

※注4 4月1日時点(年度途中で75歳になる方、県外からの転入者、障害認定による加入者などはその時点)の世帯が基準となります。

※注5 「軽減対象所得金額」とは、基本的に総所得金額等と同額ですが、満65歳以上の方の公的年金については、「公的年金等収入－公的年金等控除額－特別控除額(最大)15万円」となります。また、事業専従者控除、分離課税所得の特別控除は適用されません。

※注6 下線部の計算式は、同一世帯内の被保険者または世帯主のうち2人以上が、給与所得または公的年金などに係る所得を有する場合に適用されます。

■保険料額の通知について

保険料額の詳細については、7月に送付予定の「令和7年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」でお知らせします。

●問/市民課 国保年金係 ☎42-7426

後期高齢者医療お問い合わせセンター ☎092-651-3111

■嘉穂福祉センター (大隈町1183番地1)

・季節の湯(あじさいの湯) 6月15日(日)※終日開催
開館時間 9:30～20:00/入浴時間 10:00～19:30

・カラオケ発表会 6月15日(日)11:00～
参加費500円 お一人1曲歌えます。

●問/嘉穂福祉センター

☎57-0184



令和7年度 介護保険 負担限度額認定の更新について

令和7年7月31日(木)まで有効の介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、更新手続きが必要です。

■持参物 ①介護保険負担限度額認定申請書 ②同意書

③本人と配偶者の印鑑 ④本人と配偶者名義のすべての預貯金の通帳などの写し(口座名義のページと直近2か月間の記載分) ⑤マイナンバーを確認できるもの(マイナンバーカード・通知カードの写しなど)

※代理申請の場合は①～⑤の他、代理人の顔写真付の公的な証明書、代理権の確認ができるもの(被保険者証、委任状など)が必要です。

※更新申請の詳細についてはお問い合わせください。

■場所 高齢者介護課 介護保険係

または、各総合支所 市民サービス課 市民サービス係

■日時 7月1日(火)～7月18日(金)8:30～17:00(土日祝を除く)

※令和7年8月29日(金)まで更新手続きは可能ですが、預貯金調査を行う場合があるため、審査に時間を要します。※利用者負担段階の第2段階と第3段階を区分する年金収入などに、非課税年金(遺族年金と障害年金)が所得として合算されます。また、本人または世帯員(同一世帯に

属していない配偶者を含む)が市町村民税課税であっても、以下の要件すべてに該当する方は、申請することで、負担限度額を適用する特例減額措置が受けられます。

①世帯の構成員の数が2人以上(同一世帯に属していない配偶者も構成員として計算)

②介護保険施設および地域密着型介護老人福祉施設に入所・入院し、利用者負担第4段階の食事・居住費を負担

③世帯の年間収入から施設の利用者負担の見込額を除いた額が80万円以下

〈世帯〉施設入所にあたり世帯分離した場合でも、世帯の年間収入は従前の世帯構成員の収入で計算

〈収入〉公的年金などの収入金額+合計所得金額

④世帯の現金、預貯金などの金額が450万円以下

(預貯金などには有価証券、債権等も含まれる)

⑤すべての世帯員および配偶者が居住や日常生活のために必要な資産以外に利用しうる資産を有していない

⑥すべての世帯員および配偶者が介護保険料を滞納していない
※特例減額措置についての詳細はお問い合わせください。

●問/高齢者介護課 介護保険係 ☎42-7431

いきいき運動教室(送迎付き)のご案内

「寝たきりにならない体をめざす」運動教室を開催します。「やさしい」「楽しい」「気持ちのいい」良いことづくめの教室です。送迎付きのため、交通手段にお困りの方もこの機会にぜひ、ご利用ください。

日頃、運動習慣のない方にお勧めです。楽しく体を動かしてみませんか。

■対象 運動制限のない、70歳以上の市内在住者

介護認定を受けていない方に限ります。

令和6年度にこの教室を利用していない方。

※らくらく水中運動教室との併用はできません。

■日時 8月20日(水)～11月19日(水) 14:00～15:00

毎週水曜日 全14回

■場所 碓井地区公民館 ■定員 20名

■内容 ストレッチ・筋力運動・軽い有酸素運動

『健口教室』も含みます。

■料金 1回 100円(保険料など)

■申込期間 6月9日(月)～6月27日(金)までに電話にてお申し込みください。

※送迎希望者は、6月24日(火)までに申し込みが必要です。

定員になり次第締切。

●問/高齢者介護課 高齢者相談支援センター係

☎42-7434



らくらく水中運動教室(送迎付き)のご案内

水の抵抗を利用してストレッチやウォーキングを中心におこなうプールでの運動教室です。「水の中だと足や肩がよく動いた」「体調が良くなった」「筋力がついた」良いことづくめの教室です。水の中での運動は約60分程度です。送迎付きのため、交通手段にお困りの方もこの機会にぜひ、ご利用ください。

水の浮力で体が軽くなるため、足腰の痛みで陸上運動が困難な方にお勧めです。楽しく体を動かしてみませんか。

■対象 運動制限のない、70歳以上の市内在住者

介護認定を受けていない方に限ります。

令和6年度にこの教室を利用していない方。

※いきいき運動教室との併用はできません。

■日時 8月6日(水)～11月26日(水) 10:00～11:00

毎週水曜日 全16回

■場所 サルビアプール ■定員 10名

■内容 プール内でのウォーキング・筋力運動など

健康チェック(フレイルチェック)・『健口教室』も含みます。

■料金 1回 200円(保険料および施設使用料)

■申込期間 6月9日(月)～6月27日(金)までに電話にてお申し込みください。

※送迎希望者は、6月24日(火)までに申し込みが必要です。

定員になり次第締切。

●問/高齢者介護課

高齢者相談支援センター係

☎42-7434



参加無料 スマホの「わからない...」を解消します！ 移動型スマホ教室

「スマホなんでもサポート号」でスマホについて学ぼう！

ソフトバンク株式会社にご協力いただき、「本庁舎前 駐車場」「なつきの湯 駐車場」において、専用車両での移動型スマホ教室を開催します！



日程・場所	11:00～12:00	12:30～13:30	14:30～15:30	16:00～17:00
6月 4日(水) 本庁舎前				スマホ決済の使い方
6月11日(水) 本庁舎前	Android 入門編	Android 基礎編	Android 応用編	LINEでコミュニケーション
6月18日(水) なつきの湯				e-Taxの利用方法
6月25日(水) 本庁舎前				iPhoneの使い方(応用編)

1講座60分、各講座定員3名まで

講座メニュー	概要
Android・iPhoneの使い方(入門編)	スマホの画面の見方、電話、文字入力、メール
Android・iPhoneの使い方(基礎編)	マップを使いながら基本操作、ルート検索、カメラの撮影、動画の撮影、二次元コード読み取り
Android・iPhoneの使い方(応用編)	インターネットの調べ方、音声操作、アプリの追加方法、移動方法
LINEでコミュニケーション	トークの送り方、写真・スタンプの送り方、グループトークの作り方、ビデオ通話の仕方
e-Taxの利用方法	確定申告や各種手続きを行うことができる「e-Tax」の利用方法
スマホ決済の使い方	スマホ決済とは、不安要素と対処法、アプリ登録、体験

予約方法

専用コールセンター電話番号

0800-111-9442

受付9:00～17:00

※コールセンターは、夕方か土日がつながりやすいです。

※参加したい日の前日までに、コールセンターにお電話ください。

開催場所

- 本庁舎前(岩崎1180番地1)
- ふるさと交流館なつきの湯駐車場(鴨生24番地10)

開催場所に専用車両が駐車しています。専用車両に乗りし、画面越しに講師の方と会談する形で教室を行います。

●問/デジタル戦略課 デジタル戦略係 ☎42-7420

スマホアドバイザーによるスマホ相談会

スマホに関する疑問や悩み事のご相談ができるよう、スマホ相談会も開催しています。

6月 4日(水)	本庁舎1階 市民ワークスペース前
6月11日(水)	本庁舎1階 市民ワークスペース前
6月18日(水)	なつきの湯 玄関フロア
6月25日(水)	本庁舎1階 市民ワークスペース前

【時間】11:00～16:00

スマホの機種や利用している携帯会社、相談内容などの制限はありません。お気軽にお立ち寄りください。
※業務の都合により一時離席する場合がありますのでご了承ください。

令和7年度 65歳以上(第1号被保険者)の方の介護保険料について

令和7年4月より、令和6年(1～12月)の老齢基礎年金(満額)の支給額が80万9,000円となったことを受け、所得段階の第1・第2段階、第4・第5段階を分ける基準となる金額が80万9,000円から80万9,000円になりました。ほか、計算方法、各段階の保険料(年額)などに変更はありません。(注1)

65歳以上の方の保険料は、本人や同じ世帯の方の市民税課税状況や、本人の前年の収入や所得の状況によって段階が分かれています。4月1日現在(または資格取得日)の世帯の状況で、その方の段階が決まります。※合計所得金額については、長期・短期譲渡所得に係る税法上の特別控除額を控除した額を用います。

(注2)第1～3段階の介護保険料について、公費による軽減が実施されています。(保険料率と保険料年額については、軽減後の値を記載しています。)

(注3)「課税年金収入額」とは、老齢・退職年金など、市民税の課税対象となる年金の金額です。(障害、遺族、老齢福祉年金などの非課税年金の金額は含みません。)

■介護保険料の計算方法

【令和6年度～令和8年度】基準額(78,000円)×各所得段階に応じた保険料率=保険料(年額)となります。

●問/高齢者介護課 介護保険係 ☎42-7431

■所得段階別の介護保険料

所得段階	本人の属する世帯の状況	対象者	計算方法 (基準額× 保険料率)	保険料 (年額)
		本人の状況		
第1段階	市世帯員全員が 市民税非課税の方	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、課税年金収入額(注3)と合計所得金額(年金に係る所得は除く)の合算額が80万9千円以下(注1)の方	基準額×0.285(注2)	22,230円(注2)
第2段階		課税年金収入額(注3)と合計所得金額(年金に係る所得は除く)の合算額が120万円以下の方	基準額×0.485(注2)	37,830円(注2)
第3段階		課税年金収入額(注3)と合計所得金額(年金に係る所得は除く)の合算額が120万円を超える方	基準額×0.685(注2)	53,430円(注2)
第4段階	非本人課税が の市民税	課税年金収入額(注3)と合計所得金額(年金に係る所得は除く)の合算額が80万9千円(注1)以下の方	基準額×0.90	70,200円
第5段階		課税年金収入額(注3)と合計所得金額(年金に係る所得は除く)の合算額が80万9千円(注1)を超える方	基準額×1.00	78,000円
第6段階		合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	93,600円
第7段階	世帯員に市民税課税者がいる方	合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30	101,400円
第8段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50	117,000円
第9段階		合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.70	132,600円
第10段階		合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.90	148,200円
第11段階		合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.10	163,800円
第12段階		合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.30	179,400円
第13段階		合計所得金額が720万円以上の方	基準額×2.40	187,200円

考えよう 相手の気持ち

ハンセン病患者・回復者やその家族等に対する偏見や差別をなくすために

ハンセン病は、感染力が極めて弱い「らい菌」によって引き起こされる病気です。現在では、薬で治療すれば完治する病気となっていますが、かつて行われた誤った隔離政策などにより、「感染しやすい怖い病気である」という誤った認識が社会の中に定着してしまいました。今もなおハンセン病に対する偏見や差別は根強く残っており、不安を感じているハンセン病患者や回復者、その家族の方などが多くいるのが現状です。

ハンセン病に限らず、どんな病気であっても、一人ひとりが尊重され、人権が守られる社会でなければなりません。ハンセン病に対する偏見や差別をなくすために、まずはハンセン病に関して正しい知識を持ち、自分には関係ない「誰か」のことでなく、「自分のこと」として考えていきましょう。

6月22日は、「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」です。

【人権・同和対策課】人権に関する相談は下記までご相談ください。

■人権・同和対策係 ☎42-7405 ■嘉穂隣保館 ☎57-0032

■うすい人権啓発センター あかつき ☎62-3337

